

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「森里海連環」津和野町型自伐林業による地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、津和野町

3 地域再生計画の区域

島根県鹿足郡津和野町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

津和野町は、島根県の最西端に位置し、広島県に比較的近く、山口県には隣接しているという地理的条件から山陽側との社会的、経済的な関わりの強い地域である。

また、南西部から南東部には標高500mから1200mの急峻な山々が中国山脈へと連なる地形で、町面積の90%を森林が占め、町の中心部を南東から北西に貫く一級河川高津川は、治水ダムのない川としてカヌー愛好家に親しまれているほか、話芸の神様とよばれ、本町にもゆかりのある徳川夢声も「これはこれ日本一の鮎どころ」と名句を残しているように、全国でも有数の清流であり、天然鮎のメッカとして知られ、各地から大勢の釣り客を集めている。

このほか、町内には4つの国指定史跡や名勝があり、平成27年4月には《津和野今昔～百景図を歩く～》は「日本遺産」に登録されました。現在年間約120万人の観光客が訪れており、波及効果が期待されている。

一方では、平成17年9月合併当初は9,804人いた人口も現在では7,900人まで減少し、急激な人口減少や高齢化の進行（65歳以上の高齢者が45.2%を占めるとともに過去5年間で人口が9.1%減少）している。

4-2 地域の課題

そのため、基幹産業である農林業の担い手不足が深刻化しており、遊休農地や耕作放棄地、放置森林が増加し、国土保全の根幹を成す農林地の保全に多大な影響を及ぼしているため、近年各集落では様々な取り組みが行なわれており、農業分野では農地の荒廃を防ぐため農事組合法人を設立し、農地の保全と集落維持に向けて精力的な活動行っている。また林業分野では土地面積の90%を占める森林資源を活用し、林業を生業として確立するための自伐型林業の再生を進めており、平成23年度からは

「山の宝でもう一杯！」プロジェクト（間伐材1 t当り3千円の地域通貨券を町が独自に交付）を開始することにより自伐林家の育成を支援している。この事業は、地元林家の間伐意欲の向上を図るだけでなく、都市部の若者がU I ターン可能な雇用（安定したしごと）の場の創出を目指している。今後これらの取組みをより一層普及・充実することが国土保全強靱化・地方創生の観点からも重要な課題となっている。

こうした中、本町では過去平成18年・23年度に地域再生計画を策定し、急務となっていた治水効果等発揮のための森林機能回復や、交通体系の整備がもたらす集落から町中心部の往来時間の短縮による経済流通路の人的交流・確保、また、観光施設への離合困難箇所による渋滞解消等の対策を進めることとし、事業実施による成果があったところである。

しかしながら、林道については開設延長が全体計画延長の71%にとどまっており、更に、町道の一部においては木材運搬車の離合はおろか、普通自動車での離合困難箇所や危険箇所が点在する路線もあり、道路網の脆弱性が懸念されている。原木や燃料用チップの安定供給が求められている中、森林資源を活用した林業を生業として確立するため、自伐型林業の推進を図るとともに、その生産基盤としての路網（生産基盤）整備が急務とされている。

4-3 計画の目標

このため、本地域再生計画では、皆伐中心とした持続可能で循環型と呼ばれる「森里海連環」津和野町型自伐型林業を目指すため林道と町道の一体的な整備を行うと共に各種関連事業を実施することにより【美しい森づくり】と【安定したしごとを作る】ことを推進し、もって町全体の活性化・再生を図ることを目的とする。

【数値目標】

（目標1）林業の振興

森林整備実施面積（自伐）の増加

平成27年度 5ha → 平成32年度 15ha

（目標2）間伐材原木搬出量の増加

平成27年度 46t → 平成32年度 100t

（目標3）安心・安全な道路整備

平成27年度 1,450m → 平成32年度 0m

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

現在整備中の県道須川谷日原線、津和野須佐線の改良工事と連携し、利用区域面積にそれぞれ399ha、331haの人工林があり、地域森林計画路線である「林道三子山線」、「林道耕田内美線」の林道開設を引き続き進めるとともに、

両林道と接続し木材搬送路となる町道「滝谷1号線」、「商人線」の整備を地方創生道整備推進交付金により一体的に整備することで集落間の連絡道としての機能充実と森林施業の一層の促進を図る。

地域住民の生活環境を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、森林の持つ機能の回復を図り【美しい森づくり】を行うことを目的とする。

また、近年では、自伐型林業の取組みにより都市部から若者がU Iターンする動きが見られることから、山の雇用【安定したしごと】の場を創出するために「津和野型自伐林業」を普及推進する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み。()内は認定年月日。
滝谷1号線 (昭和57年3月31日)
商人線 (昭和62年3月31日)
- ・林道 森林法による高津川地域森林計画(平成26年樹立)に路線を記載。
三子山線
耕田内美線

[施設の種類] [事業主体]

- ・町道 津和野町
- ・林道 島根県

[事業区域]

- ・津和野町

[事業期間]

- ・町道 平成29年度～32年度
- ・林道 平成28年度～32年度

[整備量及び事業量]

- ・町道 1. 43 km、林道 1. 70 km
- ・総事業費 960,000 千円 (うち交付金 480,000 千円)
(内訳) 町道 460,000 千円 (うち交付金 230,000 千円)
林道 500,000 千円 (うち交付金 250,000 千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31	H32
指標 1 林業の振興						
森林整備実施面積の増加	5ha	5ha	5ha	11ha	11ha	15ha
間伐材原木の搬出量の増加	46 t	46 t	46 t	74 t	74 t	100 t
指標 2 安全安心な道路整備						
離合困難箇所の解消	1,430m	1,430m	1,430m	950m	950m	0m

毎年度終了後に津和野町職員により必要な実態調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比して、効率的かつ効果的に路網の整備が可能となり、林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるため、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか『「森里海連環」津和野型自伐林業による地域再生計画』を達成するため以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組み

(1) 地域おこし協力隊

津和野町での自伐型林業を確立し推進するために、平成26年度から総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、都市部の若者へ呼び掛けIターンし、3年間の自伐型林業を実践することにより、町内への定住に向けた取組みを開始している。

毎年3名の協力隊を募集し、「壊れない作業道づくり」国内の先駆者である奈良県吉野の清光林業株式会社への研修や、人工林の密度管理の先駆者である京都大学の竹内典之名誉教授ほか、さまざまな講師を招聘、研修を実施し壊れない作業道と小型林業機械による人工林での長伐期施業を推進することを目指している。

地域おこし協力隊が町内に定住する目標値としては、平成28年度は協力隊としての体験移住者が延べ9名に設定し、うち定住者については全員が3年間の協力隊の期間内であることから0名であるものの、30年度に

は体験移住者を延べ15名に増加させ、うち定住者2名、32年度には体験移住者を延べ21名まで増加させ、うち定住者が延べ4名となることを目指している。

事業主体 津和野町

実施期間 平成28年6月～平成33年3月

(2) 森林整備事業

人工林での長伐期施業を推進し、自伐型林業を確立し、森林資源を活用することにより雇用の場を創出するためには、森林整備の基盤となる作業道の整備を実施する必要がある。

平成23年度から開始した「山の宝でもう一杯！」プロジェクトの登録者は年々増加しており、平成27年12月末現在では130人に達している。津和野町では、町独自の補助金制度として、平成25年度から間伐材搬出のための作業道開設に対し、600円/mを実施し、平成27年度からは1,000円/mに改正して自伐型林業を支援している。

町全体の森林整備の目標値としては、毎年度2,000m以上の森林作業道を開設し、毎年度400t以上の間伐材を中心とした木材搬出を目指している。

事業主体 津和野町

実施期間 平成28年6月～平成33年3月

(3) 定住促進事業

子育て世帯の人口増加及び定住により地域活性化の推進を図ることを目的とした高津川流域産物を使用した「つわの暮らし推進住宅」を、平成32年度までに20戸整備し、20世帯60人の定住を目指す。

事業主体 津和野町

実施時期 平成28年6月～平成33年3月

6 計画期間

平成28年度～平成32年度

7 目標の達成に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度、計画年度終了時に島根県津和野町が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

目 標	平成27年度 (基準年度)	平成30年 (中間年度)	平成32年 最終目標
目標1 林業の振興 ・間伐、除伐実施面積(自伐)	5 ha	11 ha	15 ha
目標2 ・間伐材等原木搬出量(自伐)	46 t	74 t	100 t
目標3 安心安全な道路整備 離合困難箇所の解消	1,430 m	950 m	0 m

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
森林整備実施面積	津和野町の毎年の森林整備実績データによる
間伐材等原木搬出量	津和野町の毎年の原木搬出量実績データによる
安心安全な道路整備	実績延長調査による

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（島根県、津和野町ホームページ）の利用により公表する。